

海外事業活動支援助成金

オンライン等を活用して新たな海外展開に挑戦する市内企業を支援します

助成金の概要

1. 対象事業

- ①海外事業者との商談会（自社開催のものは対象外）
- ②自社ホームページの多言語化
- ③海外向け自社PR動画の作成
- ④会社案内・製品パンフレット等の多言語化

※多言語化：日本語以外の言語で作成

2. 対象者

- ☐ 相模原市内で、令和7年4月1日現在1年以上操業をしている
- ☐ 製造業を営んでいる
- ☐ 相模原市が課税する法人市民税または市民税を完納している

3. 助成率・助成限度額

助成率 ：4分の3

助成限度額：1事業につき15万円以内（対象事業①～④の2事業まで）

※予算額を超えた場合は、予算額に応じて助成額を減額することがあります。

4. 対象経費

対象事業に要する経費 商談会エントリー費用、翻訳代等

※対象となる経費は、消費税及び地方消費税を除いた金額

5. 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年2月28日まで

お問い合わせ先 公益財団法人相模原市産業振興財団

住所：〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3 相模原商工会館本館4階

TEL：042-759-5600

FAX：042-759-5655

URL：<https://www.ssz.or.jp>

MAIL：monodukuri@ssz.or.jp